

審決

訂正 2016-390104

愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
請求人 株式会社 豊田自動織機

茨城県牛久市中央三丁目24番地4 桜井特許事務所
代理人弁理士 桜井 義宏

東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング1階 天坂国際特許事務所
代理人弁理士 天坂 康種

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー 特許業
務法人 志賀国際特許事務所
復代理人弁理士 小椋 正幸

東京都港区芝大門一丁目12番15号
請求人 イーグル工業 株式会社

茨城県牛久市中央三丁目24番地4 桜井特許事務所
代理人弁理士 桜井 義宏

東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング1階 天坂国際特許事務所
代理人弁理士 天坂 康種

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー 特許業
務法人 志賀国際特許事務所
復代理人弁理士 小椋 正幸

特許第3611969号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

特許第3611969号の特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項〔1、2、3〕について訂正することを認める。

理 由

第1 手続の経緯

本件訂正審判の請求に係る特許第3611969号（以下「本件特許」という。）は、平成10年7月9日の出願であって、平成16年10月29日にその特許権の設定登録がなされたものである。

そして、平成28年8月12日付けで本件訂正審判の請求がなされたものである。

第2 請求の趣旨

本件訂正審判の請求の趣旨は、特許第3611969号の特許請求の範囲を本件審判請求書に添付した訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項1、2、3について訂正することを認める、との審決を求めるものである。

第3 本件訂正内容

本件訂正の内容は、次のとおりである。

訂正事項 1

訂正前の請求項 1 に「相手側ハウジング部材に備えられた取付孔に收容されるソレノイドであって、前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材と、外部雰囲気との進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材との間に配置されるシール部材と、を備える」とあるのを、
「相手側ハウジング部材に備えられた取付孔に收容されるソレノイドであって、

前記ソレノイドは、前記取付孔に入り込まれるケース部材、該ケース部材の内側に収納されるコイル部材、前記ケース部材の一方の開口端部の内側に固定され前記コイル部材の内筒部に延出するセンタポスト部材、前記コイル部材の内筒部に位置し有底円筒状のスリーブにより囲まれ往復動可能なプランジャが配置されるプランジャ室、前記ケース部材の他方の開口端部と前記プランジャ室との間に配置されるアッパープレート、該アッパープレートの外側で前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材、外部雰囲気との進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材の間に配置されるシール部材、及び前記プランジャに接続されバルブ部の弁体の開閉動作を可能とするロッドを備え、前記ソレノイドの前記バルブ部側の外周に前記バルブ部側からの流体の進入を防止するシール部材を設ける」に訂正する。

第 4 当審の判断

1. 一群の請求項ごとに訂正を請求することについて

訂正事項 1 は、訂正前の請求項 1 の記載を訂正しようとするものであるところ、訂正前の請求項 2 及び 3 は、訂正前の請求項 1 を直接的又は間接的に引用したものであるから、訂正前の請求項 1 ないし 3 は、特許法施行規則第 45 条の 4 に規定する関係を有する一群の請求項を構成する。

したがって、本件訂正審判の請求は特許法第 126 条第 3 項の規定に適合する。

2. 訂正の目的の適否について

訂正事項 1 は、訂正前の請求項 1 に記載された「ソレノイド」について、「前記取付孔に入り込まれるケース部材、該ケース部材の内側に収納されるコイル部材、前記ケース部材の一方の開口端部の内側に固定され前記コイル部材の内筒部に延出するセンタポスト部材、前記コイル部材の内筒部に位置し有底円筒状のスリーブにより囲まれ往復動可能なプランジャが配置されるプランジャ室、前記ケース部材の他方の開口端部と前記プランジャ室との間に配置されるアッパープレート、」及び「前記プランジャに接続されバルブ部の弁体の開閉動作を可能とするロッドを備え」ること並びに「前記ソレノイドの前記バルブ部側の外周に前記バルブ部側からの流体の進入を防止するシール部材を設ける」ことを限定するとともに、訂正前の請求項 1 に記載された「前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材」について、「該アッパープレートの外側で」前記取付孔に密封嵌合することを限定したものであるから、特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

また、訂正前の請求項 1 を直接的又は間接的に引用する訂正前の請求項 2 及び 3 についても、同様に特許請求の範囲を減縮するものである。

したがって、訂正事項 1 は特許法第 126 条第 1 項ただし書第 1 号に規定する特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

3. 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正であるか否かについて

願書に添付した明細書（以下、「本件特許明細書」という。）の段落 0023 には、「このソレノイド 1 は、円筒状のケース部材 2、ケース部材

2の内側に収納されるコイル部材3、ケース部材2の一方の開口端部2aの内側に固定されコイル部材3の内筒部に延出するセンタポスト部材4・・・を備えている。」と記載され、同段落0031には「ソレノイド1が收容される相手側のハウジングHには、ケース部材2・・・が入り込む取付孔Haが備えられている。」と記載されているから、本件特許明細書には、前記ソレノイドが「前記取付孔に入り込まれるケース部材、該ケース部材の内側に収納されるコイル部材、前記ケース部材の一方の開口端部の内側に固定され前記コイル部材の内筒部に延出するセンタポスト部材」を備えることが記載されている。

本件特許明細書の段落0023には、「このソレノイド1は、・・・コイル部材3の内筒部に位置するプランジャ室PRを備えている。」と記載され、同段落0024には「プランジャ室PRの中には、軸方向に往復動可能に收容されたプランジャ5が配置され、」と記載され、同段落0025には「プランジャ室PRは、有底円筒状である非磁性ステンレス材によるスリーブ7により囲まれている。」と記載されているから、本件特許明細書には、前記ソレノイドが「前記コイル部材の内筒部に位置し有底円筒状のスリーブにより囲まれ往復動可能なプランジャが配置されるプランジャ室」を備えることが記載されている。

本件特許明細書の段落0024には「アッパープレート6がケース部材2の他方の開口端部2bにおいてプランジャ室PRとの環状間隙を塞ぐ」と記載されているから、本件特許明細書には、前記ソレノイドが「前記ケース部材の他方の開口端部と前記プランジャ室との間に配置されるアッパープレート」を備えることが記載されているといえる。

本件特許明細書の段落0029には「プランジャ5は・・・プランジャの軸方向の移動動作を伝達するロッド11が接続されている。」と記載され、同段落0030には「ロッド11はセンタポスト4の内筒部を通過し、不図示のバルブ部Vにおける弁体の開閉動作を可能としている。」と記載されているから、本件特許明細書には、前記ソレノイドが「前記プランジャに接続されバルブ部の弁体の開閉動作を可能とするロッド」を備えることが記載されている。

本件特許明細書の段落0033には「取付孔Haの底部は、ケース部材2の一方の開口端部2aの外周に設けられた凹溝8dとリング14によりバルブ部Vからの流体の浸入を防止している。」と記載されている。そして、先に摘記した本件特許明細書の段落0023、0024、0029及び段落0030の記載を併せて参照すれば、前記プランジャ室が前記ケース部材の前記他方の開口端部側に位置し、該プランジャ室の中に收容された前記プランジャに接続されている前記ロッドが、前記ケース部材の前記一方の開口端部の内側に固定された前記センタポスト部材の内筒部を通過して、前記バルブ部Vの前記弁体に前記プランジャの軸方向の移動動作を伝達することが読み取れるから、前記ケース部材の前記一方の開口端部が前記ソレノイドの前記バルブ部側であることは明らかである。そうすると、本件特許明細書には「前記ソレノイドの前記バルブ部側の外周に前記バルブ部側からの流体の浸入を防止するシール部材を設ける」ことが記載されているといえる。

そして、本件特許明細書の段落0026には「アッパープレート6の外側（コイル部材3の反対側）には、端部部材としてのコイル部材3と一体的に樹脂成形されたヘッド部8が備えられている。」と記載され、同段落0031には「ソレノイド1が收容される相手側のハウジングHには、・・・ヘッド部8が入り込む取付孔Haが備えられている。」と記載され、同段落0032には「取付孔Haの内径寸法とヘッド部8の外径寸法は、両者が嵌合した場合に密封性を発揮し得ると共に、かつ容易に取り外しが行なえるような嵌め合い寸法に設定されている。尚、リング13は、ヘッド部8の密封嵌合を補助する目的で設けられている。」と記載されているから、本件特許明細書には、前記端部部材が「該アッパープレートの外側で」前記取付孔に密封嵌合することが記載されている。

したがって、当該訂正事項1は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正であり、特許法第126条第5項の規定に適合するものである。

4. 特許請求の範囲の実質上の拡張・変更の存否について

訂正事項 1 は、上記「第 4 2.」で述べたとおり、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものには該当せず、特許法第 1 2 6 条第 6 項の規定に適合するものである。

5. 独立特許要件について

(1) 訂正発明

訂正後の請求項 1 ないし 3 に係る発明（以下、それぞれ「訂正発明 1」ないし「訂正発明 3」という。）は、それぞれ、本件審判請求書に添付した訂正特許請求の範囲の請求項 1 ないし 3 により特定される次のとおりのものである。

「【請求項 1】

相手側ハウジング部材に備えられた取付孔に收容されるソレノイドであって、

前記ソレノイドは、前記取付孔に入り込まれるケース部材、該ケース部材の内側に収納されるコイル部材、前記ケース部材の一方の開口端部の内側に固定され前記コイル部材の内筒部に延出するセンタポスト部材、前記コイル部材の内筒部に位置し有底円筒状のスリーブにより囲まれ往復動可能なプランジャが配置されるプランジャ室、前記ケース部材の他方の開口端部と前記プランジャ室との間に配置されるアッパープレート、該アッパープレートの外側で前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材、外部雰囲気との進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材の間に配置されるシール部材、及び前記プランジャに接続されバルブ部の弁体の開閉動作を可能とするロッドを備え、

前記ソレノイドの前記バルブ部側の外周に前記バルブ部側からの流体の進入を防止するシール部材を設けることを特徴とするソレノイド。

【請求項 2】

前記端部部材は、コイル部材と一体化される樹脂成形部材であることを特徴とする請求項 1 に記載のソレノイド。

【請求項 3】

前記取付孔の開口部に係止されると共に、前記端部部材の外側端面に当接する抜け止め部材を備えることを特徴とする請求項 1 乃至 2 のいずれか 1 項に記載のソレノイド。」

(2) 引用文献に記載された発明

請求人が審判請求書において提示した実願平 3 - 9 6 7 9 4 号（実開平 5 - 4 0 6 7 9 号公報）の C D - R O M（以下、「引用文献」という。）には、図面とともに、以下の記載がある。

(ア) 「【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】 モールド部 1 と前記モールド部 1 をその外周側から覆うケース 2 とを有し、エンジンのシリンダヘッド 2 2 に取り付けられ、前記エンジンのヘッドカバー 2 1 との間をパッキン 1 0 によりシールするソレノイドバルブにおいて、前記モールド部 1 に前記ケース 2 から外部へ外周面 8 を露出させた露出部 7 を設け、前記露出部 7 の外周面 8 に装着溝 9 を設け、前記装着溝 9 に前記パッキン 1 0 を装着したことを特徴とするソレノイドバルブ。」

(イ) 「【0 0 0 7】

図 1 に示すように、樹脂製のモールド部 1 に鋼材製のケース 2 から外部へ外周面 8 を露出させた部分 7（以下、露出部と称する）が設けられ、露出部 7 の外周面 8 に装着溝 9 が設けられ、装着溝 9 にパッキン 1 0 が嵌着されている。コイル 1 1 やコネクタ 1 2 等のソレノイド部品を内包したモールド部 1 はこれをモールド成形後にケース 2 内に組み込み、ケース 2 の端部 1 3 をカシメてケース 2 と一体化している。

しかして、上記構成を備えたソレノイドバルブによれば、モールド部 1 とケース 2 のうちヘッドカバー 2 1 の外側（図上上側）に表われるのが図示するようにモールド部 1 のみとなり、このモールド部 1 とヘッドカバー 2 1 の間を一個のパッキン 1 0 によってシールすることによりヘッドカバー 2 1 の外側から水が侵入するのを防止することができる。」

(ウ) 「【0 0 0 8】

・・・図 2 に示すように、先ずケース 2 の内部にコイル 1 1 やプレート

14等のソレノイド部品を組み込み、ケース2の端部13をカシメてケース2とソレノイド部品を一体化し、その後、モールド部1をモールド成形する。また図3に示すように、ケース2の内部にコイル11やプレート14等のソレノイド部品を組み込んでカシメること無く直ちにモールド部1をモールド成形する。」

そして、上記（ア）～（ウ）の記載と図面の記載を併せてみると、以下のことが理解できる。

（エ）上記（ア）の記載と図1～3の記載を併せてみると、ソレノイドバルブは、その一部がシリンダヘッド22に備えられた孔に收容され、ケース2は、その一部がシリンダヘッド22に備えられた孔に入り込まれていることが理解できる。

（オ）上記（イ）（ウ）の記載、図1～3の記載及び技術常識を併せてみると、コイル11がケース2の内側に収納され、ソレノイドが、コイル11の内筒部に延出するセンタポスト部材、コイル11の内筒部に位置し往復動可能なプランジャが配置されるプランジャ室、及びプランジャに接続されバルブ部の弁体の開閉動作を可能とするロッドを備え、プレート14がケース2の一方の開口端部とプランジャ室との間に配置されることが理解できる。

（カ）前記（ア）（イ）の記載と図1～3の記載を併せてみると、露出部7が、プレート14の外側でヘッドカバー21に備えられた孔に嵌合し、パッキン10が、ヘッドカバー21の外側から水が侵入するのを防止するために前記ヘッドカバー21に設けられた孔と前記露出部7の間に配置されていることが理解できる。

以上のことから、引用文献には以下の発明（以下、「引用発明」という。）が記載されていると認める。

「シリンダヘッド22に備えられた孔にその一部が收容されるソレノイドバルブであって、

前記シリンダヘッド22に備えられた孔にその一部が入り込まれるケース2、該ケース2の内側に収納されるコイル11、前記コイル11の内筒部に延出するセンタポスト部材、前記コイル11の内筒部に位置し往復動可能なプランジャが配置されるプランジャ室、前記ケース2の一方の開口端部と前記プランジャ室との間に配置されるプレート14、該プレート14の外側でヘッドカバー21に備えられた孔に嵌合する樹脂製の露出部7、前記ヘッドカバー21の外側から水が侵入するのを防止するために前記ヘッドカバー21に備えられた孔と前記露出部7の間に配置されているパッキン10、及び前記プランジャに接続されバルブ部の弁体の開閉動作を可能とするロッドを備えるソレノイドバルブ。」

（3）対比・判断

（3-1）訂正発明1について

訂正発明1と引用発明を比較する。

引用発明の「ソレノイドバルブ」は、当然、ソレノイドをその一部として備えているから、訂正発明1の「ソレノイド」に相当する。

引用発明の「ケース2」、「コイル11」、「プレート」及び「パッキン」は、その構成及び機能からみて、それぞれ、訂正発明1の「ケース部材」、「コイル部材」、「アッパープレート」及び「シール部材」に相当する。

引用発明において、前記ソレノイドバルブは、シリンダヘッド22に備えられた孔にその一部が收容されて該シリンダヘッドに取り付けられているから、引用発明の「シリンダヘッド」及び「シリンダヘッド22に備えられた孔」は、それぞれ、訂正発明1の「相手側ハウジング部材」及び「相手側ハウジング部材に備えられた取付孔」に相当する。そうすると、引用発明の「シリンダヘッド22に備えられた孔にその一部が收容されるソレノイドバルブ」は、訂正発明1の「相手側ハウジング部材に備えられた取付孔に取り付けられるソレノイド」である点で一致する。

訂正発明1は、「ケース部材の他方の開口端部」について、これとプランジャ室との間にアッパープレートが配置されること以外は特定されていないから、引用発明の「前記ケース2の一方の開口端部」は、訂正発明1の「ケース部材の他方の開口端部」に相当する。

引用発明において、露出部7は、耐食性材料である樹脂製であり、プレー

ト１４の外側でヘッドカバー２１に備えられた孔に嵌合しているとともに、パッキン１０が、前記ヘッドカバー２１の外側から水が侵入するのを防止するために前記ヘッドカバー２１に備えられた孔と前記露出部７の間に配置されている。そうすると、引用発明の「該プレート１４の外側でヘッドカバー２１に備えられた孔に嵌合する樹脂製の露出部７」は、訂正発明１の「該アッパープレートの外側で前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材」と、「アッパープレートの外側で孔に嵌合する耐食性材料による端部部材」である点で一致しており、引用発明の「前記ヘッドカバー２１の外側から水が侵入するのを防止するために前記ヘッドカバー２１に備えられた孔と前記露出部７の間に配置されているパッキン１０」は、訂正発明１の「外部雰囲気の進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材の間に配置されるシール部材」と、「前記端部部材が嵌合する孔と前記端部部材の間に配置されるシール部材」である点で一致する。

以上のことから、訂正発明１と引用発明との一致点及び相違点は、以下のとおりである。

【一致点】

「相手側ハウジング部材に備えられた取付孔に取り付けられるソレノイドであって、

前記ソレノイドは、ケース部材、該ケース部材の内側に収納されるコイル部材、前記コイル部材の内筒部に延出するセンタポスト部材、前記コイル部材の内筒部に位置し往復動可能なプランジャが配置されるプランジャ室、前記ケース部材の他方の開口端部と前記プランジャ室との間に配置されるアッパープレート、該アッパープレートの外側で孔に嵌合する耐食性材料による端部部材、前記端部部材が嵌合する孔と前記端部部材の間に配置されるシール部材、及び前記プランジャに接続されバルブ部の弁体の開閉動作を可能とするロッドを備えるソレノイド。」

【相違点１】

訂正発明１は、相手側ハウジング部材に備えられた取付孔に收容されるソレノイドであって、前記ケース部材が前記取付孔に入り込まれ、前記端部部材が前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぎ、前記シール部材が外部雰囲気の進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材の間に配置されるのに対し、引用発明は、相手側ハウジング部材に備えられた取付孔にその一部が收容されるソレノイドであって、前記ケース部材の一部のみが前記取付孔に入り込まれ、前記端部部材が前記取付孔ではなくヘッドカバー２１に備えられた孔に嵌合し、前記シール部材が前記ヘッドカバー２１の外側から水が侵入するのを防止するために前記ヘッドカバー２１に備えられた孔と前記端部部材の間に配置される点。

【相違点２】

訂正発明１は、前記センタポスト部材が前記ケース部材の一方の開口端部の内側に固定されるのに対し、引用発明は、前記センタポスト部材が前記ケース部材の一方の開口端部の内側に固定されていない点。

【相違点３】

訂正発明１は、前記プランジャ室が有底円筒状のスリーブにより囲まれるのに対し、引用発明は、前記プランジャ室が有底円筒状のスリーブにより囲まれているか否か明らかな点。

【相違点４】

訂正発明１が、前記ソレノイドの前記バルブ部側の外周に前記バルブ部側からの流体の進入を防止するシール部材を設けるのに対し、引用発明は、当該シール部材を設けていない点。

前記相違点について検討する。

相違点１について検討すると、引用発明において当該相違点に係る訂正発明１の発明特定事項を採用することについて、引用文献には記載も示唆もない。

さらに、訂正発明１は、相違点１に係る発明特定事項を採用することにより、ケース部材の内側に収納されるコイル部材、該コイル部材の内筒部に延出するセンタポスト部材、前記コイル部材の内筒部に位置するプランジャ室を囲む有底円筒状のスリーブ、前記プランジャ室に配置されるプランジャ、前記ケース部材の他方の開口端部と前記プランジャ室との間に配置されるアッパープレートは外部に露出されることはなく、外部雰囲気（湿気や水な

どの流体等をも含む)の進入が端部部材と取付孔との嵌め合い及びシール部材により抑制されるので、ソレノイドの耐食性を向上することができるという効果を奏するものである。

してみれば、引用発明において相違点 1 に係る訂正発明 1 の発明特定事項を採用することを、当業者が容易に想到することができたとはいえない。

したがって、他の相違点について検討するまでもなく、訂正発明 1 は、引用文献に記載された発明ではなく、引用発明に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものでもない。

(3-2) 訂正発明 2 及び 3 について

訂正発明 2 及び 3 は、訂正発明 1 をさらに限定したものであるので、同様に、引用文献に記載された発明ではなく、引用発明に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものでもない。

(4) まとめ

以上のとおり、訂正発明 1 ないし 3 は、引用文献に記載された発明ではなく、引用発明に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものでもない。

また、他に訂正発明 1 ないし 3 が、特許出願の際独立して特許を受けることができないとすべき理由は見当たらない。

したがって、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正事項 1 は、特許法第 126 条第 7 項の規定に適合する。

第 5 むすび

以上のとおりであるから、本件審判の請求に係る訂正は、特許法第 126 条第 1 項ただし書第 1 号に掲げる事項を目的とするものであり、かつ、同条第 3 項、第 5 項ないし第 7 項の規定に適合する。

よって、結論のとおり審決する。

平成 28 年 10 月 25 日

審判長	特許庁審判官	堀川 一郎
	特許庁審判官	久保 竜一
	特許庁審判官	藤井 昇

[審決分類] P 1 4 1 . 8 5 1 - Y (F 1 6 K)
8 5 4
8 5 5
8 5 6

審判長	特許庁審判官	堀川 一郎	8325
	特許庁審判官	藤井 昇	8817
	特許庁審判官	久保 竜一	8814